

災害時の資機材等の供給についての協定書

大阪市を「甲」とし、日立建機日本株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害時において、乙が甲の要請に基づき、甲に対して行う機械器具、仮設建築物及び車両等（以下「資機材等」という。）の供給等について必要な事項を定める。

(協力)

第2条 甲は、大阪市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材等を調達する必要が生じた場合は、乙に対し、乙が保有する資機材等の供給を要請することができるものとし、乙は特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合は、直ちに資機材等を、乙の災害時の業務組織に従い甲の指定する場所に搬送するものとする。なお、乙は甲の指定する場所への資機材等の搬送及び返還にかかる業務について、第三者に委託することができる。

(要請の方法)

第3条 前条の規定に基づく甲の乙に対する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行う。ただし、緊急の場合は口頭での要請も可能とするが、その場合、事後に文書にて再度実際に行われた要請を伝達する。

- (1) 資機材等要請の理由
- (2) 資機材等の台数
- (3) 搬送場所
- (4) その他必要な事項

(活動業務)

第4条 乙は、第2条の規定に基づく要請があったときは、甲の指定する職員の指示に従い、第2条第2項に定める災害応急対策に必要な資機材等の貸出し搬送業務に従事するものとする。

(資機材等の返還)

第5条 資機材等の返還は、原則として甲の指定する場所に、乙が資機材等を引取りに来るものとする。

2 返還の際は、甲乙双方立会いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち会うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。

3 甲は、資機材等を返還する時は、それが甲の使用法、取扱いの不備などにより毀損していた場合に限り、資機材等を現状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が資機材等を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(費用負担)

第7条 この協定の履行に関して生ずる次の各号に掲げる費用は、甲が負担する。費用の額は、災害発生時の直前における乙の通常の供給価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。

(1) 乙が供給した資機材等の使用料金

(2) 第2条第2項に定める資機材等の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬にかかる費用

(3) 第5条第1項に定める資機材等の返還について、引取りの運搬にかかる費用

(4) その他の費用の負担については、甲乙間の協議により決定する。

2 本協定に基づく災害時の対応に資するため、甲の要請により、乙が甲の実施する防災訓練等に参加し、乙の保有する資機材等を使用した場合の費用の負担については、別途甲乙間の協議により決定する。

3 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）に定めるところにより、その損害を補償する。なお、乙の役員、または従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の役員、または従業員の労災保険により補償するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、「甲より資機材等の返却を受けた後、」又は「第7条第1項第3号に規定する費用にかかる業務を履行した後、」速やかに甲に報告し、業務に費した費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、相当額の範囲で支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定による業務により、第三者に生じた損害の負担は、その賠償の責について、甲乙協議のうえ定める。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理室減災対策担当課長とし、乙においては関西支社近畿中央支店大阪営業所所長とする。

(指定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに、甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

(反社会的勢力の排除)

第12条 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。

2 甲又は乙が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を反社会的勢力であるとみなす。

(1) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当する場合、又は該当していた場合。

(2) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が自己又は第三者の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を不当に利用した場合。

(3) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢

力へ資金や便宜（株式、新株予約権、社債の優先的な割当て又は総数引受契約を含む。）を提供するなど利益供与をした場合。

(4) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係がある場合。

(5) 甲若しくは乙、又はこれらの代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合。

3 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自らが前項の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。

4 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 前項の表明、確約に違反することが判明した場合。

(2) 反社会的勢力に該当するに至った場合。

(3) 契約の履行のために契約する者又は使用する者（累次の再請負人の他、生産材料（無体物を含む。）及び設備並びに機材等の仕入先又は提供者等を含み、また、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含む。以下「履行補助者」という。）が反社会的勢力に該当することが判明した場合。ただし、当該履行補助者が反社会的勢力であることについて、当該履行補助者と契約又は使用した者が善意であり且つ重大な過失がなく、その判明後当該契約者若しくは使用者又はその累次の注文者が直ちにかかる状況を排除する措置をとった場合を除く。

(4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は自己の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。

(5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合。

(6) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。

(7) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をした場合。

(8) 自ら又は第三者を利用して、明らかに法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合。

(9) 第4号から前号に準ずる行為をした場合。

5 甲又は乙が前項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除を行った者はこれを一切賠償することを要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

6 第4項の契約の解除により相手方に原状回復請求権が生じる場合には、解除を行った者は、相手方に対し利益を与えない範囲で原状回復の義務を負う。解除された者が、解除を行った者に原状回復を請求するにあたっては、当該請求には利益が含まれていないことを、合理的に証明しなければならない。

7 甲及び乙は、第4項各号に該当したことにより、相手方から同項及び前2項の措置を受けても、一切の異議を述べないことを確約する。

8 甲及び乙は、自己又は履行補助者が、契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を相手方に報告し、相手方による捜査機関への通報に必要な協力を行わなければならない。

(贈賄等防止)

- 第13条 甲及び乙（法人格の有無を問わず、実質的に支配する組織及び個人を含む。以下同じ。）は、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、又は公務に影響を与える目的で、公務員（国の内外を問わず、政府又は地方公共団体の公務に従事する者、公的機関に従事する者、公的な企業に従事する者、国際機関の公務に従事する者、政党、政党職員、公務員の候補者、及びその他権限の委任を受けてこれらの事務に従事する者をいう。以下同じ。）に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束又はその承認を行わない。
- 2 甲及び乙は、第三者を通じて、業務を獲得若しくは保持し、不当な利益を確保し、又は公務に影響を与える目的で、対価が公務員に申し出、供与、又は約束されることを知りながら、当該第三者に対して、金銭その他の利益の申し出、供与、約束又はその承認を行わない。
- 3 甲及び乙は、相手方が支払った対価について、各国及び各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する目的で使用しない。
- 4 甲及び乙は、各国及び各地域の贈収賄防止法を含む法令に違反する行為を行わない。
- 5 甲又は乙が前4項のいずれかに反した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 甲又は乙が前項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除を行った者はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により解除を行った者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(解除)

- 第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

- 第15条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項及び業務の実施に関し必要の生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市
代表者大阪市長 松井 一郎

乙 大阪府大阪市港区海岸通4丁目4番40号
日立建機日本株式会社
契約担当者
関西支社 近畿中央支店 大阪営業所
営業所長 西村 健司